

令和2年度事務事業カルテについて

第1 事務事業カルテについて

予算編成と事務事業評価を一体的に実施し、事業評価を予算に直結させるため、事業の必要性・背景など予算編成に必要な事項を事務事業カルテに記載しています。

第2 事務事業カルテの対象

令和3年度当初予算で要求された全ての政策的経費とします。

第3 事務事業カルテの見方

1 区分

事業が令和3年度当初予算において新規事業なのか、拡充事業なのか、継続事業なのかを記載しています。

2 経費区分

事業の経費区分が記載してあります。

3 要求基準

事業が要求基準対象となっているかどうかを表しています。

4 事業主体等

実際に事業を行う主体を記載しています。

事業実施方法には、補助、委託、直営など事業の実施方法を記載しています。補助の場合には、補助率を記載しています。

5 事業区分

「実行予算」「補助金」「その他」の区分のうち、「その他」は出資金、負担金、貸付金などが該当します。

6 事業開始年度、事業終了予定年度

事業開始年度の欄の経過年数は、令和3年度を含めた年数で計算しています。

例えば、開始年度が平成29年度の場合、令和3年度予算作成時は令和3年度を含めて5年とします。

7 福井県長期ビジョンにおける位置づけ

「福井県長期ビジョン」において、当該事業が位置づけされているかどうかを記載しています。「分野」には5つの分野を、「政策」には18の政策を記載しています。

8 関連する県の計画等

事業が、県が定めた計画を推進する事業として位置付けられている場合、その計画名を記載しています。

9 事業目的

この事業は、①何を（誰を）対象にしているのか、②抱えている課題やニーズは何なのか、③どういう状態にしたいのかといったことを基本に記載しています。

10 事業内容

事業内容を具体的に記載しています。

11 受益者・想定される受益者数

事業によるコストや負担を把握するため、事業の実施により直接利益を受けるものが誰かを記載しています。

12 前事業の有無・実績

事業の組替えを行った場合（過去に同様な事業を行った場合を含む）は、組替え前の事業の結果とそれを踏まえた変更点を記載しています。

13 関連事業の有無・関連事業との役割分担

事業の重複を防ぐため、成果指標を同一とする事業があるかを記載しています。

関連事業がある場合には、事業名を記載のうえ関連事業とどのように棲み分け・協力をを行い事業を進めていくのかを記載しています。

14 市町との連携状況

県の事業実施にあたり、市町はどのような役割を果たすのかを記載しています。

また市町で類似の事業を実施している場合にはどのように連携していくのかを記載しています。

15 他県の状況

他県の状況（特に富山、石川）等や本県の全国順位等を記載しています。

16 財源内訳

予算額の財源内訳を記載しています。

その他には、財源の種類を記載しています。

国庫、その他財源がある場合には、国庫、その他財源の名称等を記載しています。

17 予算額の推移等

予算額は、当該事業の当初予算額（令和元年度は6月補正後予算）を記載しています。
「前年度までの主な増減理由」には、過去の経緯を記載しています。

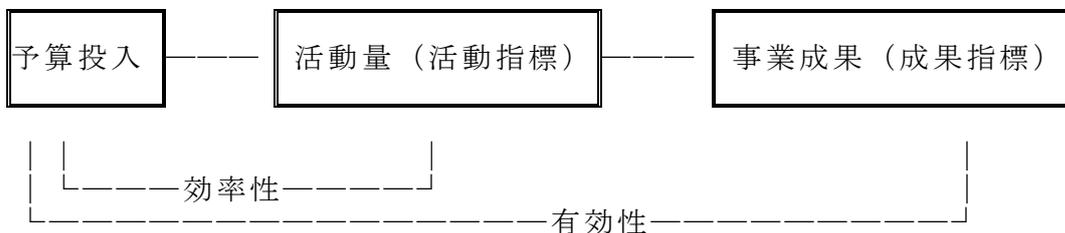
18 成果指標等の推移

(1) 内容

事務事業の効率性、有効性を客観的な指標によって測るため、「成果指標」「活動指標」を用います。その定義は、以下のとおりです。

成果指標：事業実施の結果として県民にもたらされる成果、事業目的の達成度合い（アウトカム）

活動指標：事業目的達成の手段として行う活動の量（アウトプット）



予算や人材を投入し、施策や事業をどれだけ実施したかというのが活動量（活動指標）、施策や事業を実施した結果、実際にどのような成果がもたらされたかというのが事業成果（成果指標）です。

(2) 指標の設定

成果目標は事業の検証に極めて重要であることから、必ず設定のうえ、成果指標は出来る限り数値目標を記載しています。

数値目標を設定できない場合には、出来ない理由を「目標・指標の考え方・積算根拠」に記載しています。

19 前年度の実績

前年度の事業執行を分析し、目標を達成できなかった理由等を記載しています。

20 実績を踏まえた3年度の変更点

前年度の実績を踏まえ、3年度予算で変更した点を記載しています。

21 事業評価

(1) 内容

総務部長が、各所属の方針に対し、事業の効率性、有効性、必要性、緊急性等の観点から予算編成に対する方針を記載しています。

(2) 区分

区 分	意 義
拡 充	事業の対象などを拡充して継続する場合
継 続	同額または軽微な変動の範囲で継続する場合や、終期が来ても同じ内容で続ける必要が生じた場合
整理統合	現在の事業は残るが、他事業へ統合することによって事業名がなくなるもの
縮 減	対象の見直し等により予算額が縮小する場合
休 止	毎年ある事業については、隔年以上の周期をもって行う事業に、あるいは期限を定めず必要に応じて行う事業に組み替えたとき、周期をもって行う事業については周期を延ばしたとき なお、周期により当然に次年度事業がない場合は「継続」に分類
廃 止	当該年度限りで事業を廃止する場合。終期が到来したことによる事業の終了のうち、国の制度の見直しに伴うものなど、事業の見直しの判断によらないものは、「完了」に分類
終 期 の 見 直 し	翌々年度以降に終期があるものについて、1年以上終期を早めたもの
完 了	終期がきたことによる事業の終了のうち、国の制度の見直しに伴う場合や、〇周年事業といった事業継続の可能性が全くない場合。 これ以外は「廃止」に分類

(3) 対応の理由等

「見直し額」には、事業評価の結果、予算額の増額、減額が行われた場合にその増(減)額を記載しています。